

消費者志向経営の取組促進に関する検討会

ワーキング・グループ運営要領（案）

1. 本ワーキング・グループ員は、消費者志向経営の取組促進に関する検討会（以下「検討会」という。）の座長が指名する者により構成する。
2. 本ワーキング・グループにグループ長を置き、グループ長は検討会の座長が、検討会に属する委員から、あらかじめ指名する者とする。
3. 本ワーキング・グループは、事業者の事例を含め、自由闊達な意見交換の妨げとならないよう、原則、非公開とする。なお、会議終了後に議事要旨を公表する。
4. グループ長は、必要に応じ、適当と認められる者を本ワーキング・グループに参加させることができる。
5. 上記以外の本ワーキング・グループの運営については、検討会の運営要領の規定に準ずるものとし、これにより難しい場合には、グループ長が定めるところによる。